

## 板橋区営住宅建替事業実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日 区長決定

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）及び東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年東京都板橋区条例第 40 号。以下「条例」という。）に基づく区営住宅建替事業（以下「建替事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第 2 条** この要綱における用語の定義は、条例第 2 条に規定する用語の例による。

(建替説明会の開催)

**第 3 条** 区長は、建替事業の対象となっている区営住宅（以下「建替対象住宅」という。）の入居者に対し、条例第 37 条第 1 項の規定に基づき、当該建替事業の施行に関する説明会を開催し、入居者の理解と協力を得るように努めるものとする。

(建替事業の基準日)

**第 4 条** 前条に規定する説明会の初回の開催日をもって、建替事業の基準日（以下「基準日」という。）とする。

(建替対象者名簿の作成)

**第 5 条** 区長は、基準日現在において建替対象住宅に入居している者の名簿（以下「建替対象者名簿」という。）を作成するものとする。

2 建替対象者名簿に記載する者（以下「名簿登録者」という。）は、条例第 4 条の規定に基づく使用許可を受けた使用者（以下「登録使用者」という。）及びその同居者並びに条例第 18 条第 1 項の規定に基づく同居の許可を受けた者とする。

(仮住居の提供)

**第 6 条** 区長は、登録使用者のうち、建替事業により建替対象住宅から一時的に別の住宅（以下「仮住居」という。）に移転することを希望した者に対し、仮住居を提供するものとする。

2 区長は、仮住居を決定したときは、仮住居決定通知書（別記第 1 号様式）により、当該仮住居への移転を希望する登録使用者に通知する。

3 仮住居の提供期間は、条例第 35 条の規定に基づく建替対象住宅の明渡しの請求をした日以降で区長が定めた日から、建替事業により新たに整備される住宅（以下「新住宅」という。）への入居が可能となる日以降で区長が定める日までとする。

4 区長は、第 1 項の仮住居を提供するために必要と認めるときは、建替対象住宅以外の区営住宅、一般高齢者住宅又は改良住宅（東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年東京都板橋区条例第 40 号）第 2 号第 1 項第 1 号に規定する改良住宅で、同条例第 7 条第 1

項に該当するものをいう。) (以下「他の区営住宅等」という。) の空き家の公募停止等必要な措置を講じることができる。

(仮住居への入居)

**第7条** 前条第2項の規定に基づく通知を受けた登録使用者は、速やかに仮住居の使用申込みをするものとする。

- 2 区長は、前項の使用申込みのうち、他の区営住宅等に係るものを適当と認めるときは、当該登録使用者に対し、それらの住宅の使用を許可することができる。
- 3 第1項の使用申込みのうち、区立住宅（東京都板橋区立住宅条例（平成5年東京都板橋区条例第6号）第2条第1号に規定する区立住宅をいう。以下同じ。）、建替事業の実施に伴って仮住居として借り上げた住宅（以下「借上住宅」という。）又は都営住宅（東京都営住宅条例（昭和9年条例第77号）第2条に規定する東京都営住宅。以下同じ。）に係るものにあつては、仮住居使用申込書（別記第2号様式）によるものとする。
- 4 区長は、前項の規定に基づく使用申込みを適当と認めて区立住宅の使用を許可したときは、許可をした登録使用者に仮住居使用許可書（別記第3号様式）を交付するものとする。
- 5 区長は、第1項の使用申込みを受けた登録使用者について、まちづくり推進住宅（東京都板橋区立まちづくり推進住宅条例第1条に規定するまちづくり推進住宅をいう。以下同じ。）への入居を認めるときは、その使用を承認することができる。
- 6 区長は、第1項の使用申込みを受けた登録使用者について、借上住宅への入居を認めるときは、当該登録使用者との間で当該住宅に係る定期建物賃貸借契約書（別記第4号様式）により、契約を締結するものとする。
- 7 区長は、第1項の使用申込みを受けた登録使用者について、都営住宅への入居が適当と認めるときは、その旨を東京都（以下「都」という。）に通知する。
- 8 前項の登録使用者の都営住宅への入居の手続きは、都の定めるところによる。

(他の区営住宅等への入居)

**第8条** 区長は、登録使用者が新住宅への再入居を希望せず、他の区営住宅等への入居を希望し、その入居が適当と認めるときは、当該登録使用者に対し、移転先住宅に関する通知書（別記第5号様式）により、その旨を通知する。

- 2 前項の規定に基づく通知を受けた登録使用者は、入居が適当と認められた住宅に係る条例の規定に基づき、使用申込みをするものとする。この場合においては、申込書のほかに提出させる書類の内、既に提出を受けているものの提出は要しない。
- 3 区長は、前項の使用申込みを適当と認めるときは、当該登録使用者に対し、移転先住宅の使用を許可することができる。
- 4 区長は、前項の規定により登録使用者に移転先住宅の使用を許可するときは、当該登録使用者から、使用を許可している建替対象住宅について条例第23条の規定に基づく返還を受け、当該登録使用者に係る名簿登録者を建替対象者名簿から削除する。

(その他の住宅への入居)

**第9条** 登録使用者が前2条の規定によらずにその他の住宅に入居するときは、当該住宅

の使用に係る一切の費用は当該登録使用者の負担とする。

- 2 前項の登録使用者が新住宅への再入居を希望しない場合は、当該登録使用者から、使用を許可している建替対象住宅について条例第 23 条の規定に基づく返還を受け、当該登録使用者に係る名簿登録者を建替対象者名簿から削除する。

(原形回復の使用者負担の免除)

**第 10 条** 登録使用者が第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の規定に基づいて住宅を返還するとき又は区立住宅を仮住居として使用している登録使用者の単身死亡等により住宅が返還されたときは、区長は、条例第 23 条第 3 項ただし書の規定又は東京都板橋区立住宅条例第 20 条第 2 項の規定により、当該住宅を原形に復すために要する費用を免除することができる。

(移転承諾書)

**第 11 条** 第 7 条から第 9 条までの規定に基づいて移転する登録使用者は、移転承諾書(別記第 6 号様式)を区長に提出しなければならない。

(移転手続等)

**第 12 条** 第 7 条から第 9 条までの規定に基づく移転及び仮住居から新住居への移転に係る引っ越しは、区の業務とする。ただし、登録使用者が自ら移転し、その旨を区長に申し出た場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書きの場合において、当該登録使用者が前条の規定に基づいて提出する移転承諾書は、別記第 6 号様式の 2 とする。
- 3 第 1 項の申出によって移転料の支払いを受けようとする登録使用者は、移転完了届(別記第 7 号様式)に移転料支払請求書兼口座振替依頼書(別記第 8 号様式)及び登録使用者の移転先の住所に係る住民票(世帯全員の世帯主との続柄の記載のあるもの)を添えて、区長に移転の完了を届け出なければならない。
- 4 区長は、前項の届出により移転が適正に完了していることを確認したときは、当該登録使用者に移転料を支払うものとする。
- 5 条例第 37 条第 2 項に規定する通常必要な移転料として前項の規定により支払う移転料は、別に定める。
- 6 条例第 35 条の規定に基づく明渡しの請求前に、登録使用者が自らの都合によって移転した場合は、この条の規定は適用しない。

(仮住居の使用料等)

**第 13 条** 登録使用者が他の区営住宅等に入居している間の、当該登録使用者に係る当該住宅の使用料及び共益費は、当該登録使用者が入居する各住宅に係る条例に基づいて算定された額による。

- 2 登録使用者が区立住宅、まちづくり推進住宅、借上住宅に入居している間の、当該登録使用者に係る当該住宅の使用料は、当該登録使用者が引き続き建替対象住宅に居住しているものとして条例に基づいて算定した額とする。なお、共益費は、区長が実施する維持管理業務の実費に基づき年度毎に算定する。ただし、算定にあたっては、区営住宅

等の本旨に基づき、使用者の生活を圧迫することのないよう十分に配慮するものとする。

- 3 登録使用者が都営住宅に入居している間の、当該登録使用者に係る当該住宅の使用料及び共益費の額は、都の定めるところによる。

(建替対象者名簿の管理等)

**第 14 条** 区長は、基準日以降で、次の各号に掲げる許可又は承認を受ける日若しくは契約を締結する日より前に登録使用者が死亡し、又は退去した場合は、当該登録使用者を建替対象者名簿から削除する。

- (1) 第 7 条第 2 項の使用の許可
- (2) 第 7 条第 4 項の使用の許可
- (3) 第 7 条第 5 項の承認
- (4) 第 7 条第 6 項の契約
- (5) 第 7 条第 8 項の都営住宅の一時使用の許可
- (6) 第 8 条第 3 項の使用の許可

2 区長は、前項の規定により建替対象者名簿から削除された登録使用者の死亡時又は退去時に同居していた者から条例第 19 条の規定による建替対象住宅の使用の承継の申請を受けてこれを許可したときは、当該承継者を新たな登録使用者として建替対象者名簿に記載する。

3 区長は、第 1 項第 1 号の許可日以降に登録使用者が死亡し、又は退去した場合で、当該登録使用者の死亡時又は退去時に同居していた者から、使用を許可した他の区営住宅等の使用の承継の申請を受けてこれを許可したときは、当該承継者を新たな登録使用者として建替対象者名簿に記載する。

4 区長は、第 1 項第 2 号の契約日以降に契約の相手方である登録使用者が死亡し、又は退去した場合において、当該登録使用者の死亡時又は退去時に同居していた者から条例第 19 条の規定による建替対象住宅の使用の承継の申請を受けてこれを許可したときは、その承継者との間で第 7 条第 3 項の契約を新たに締結するものとし、当該承継者を新たな登録使用者として建替対象者名簿に記載する。

5 第 1 項第 3 号の許可日以降に登録使用者が死亡し、又は退去した場合の都営住宅の使用の承継の手続きは都の定めるところにより、その承継が許可されたときは、当該承継者を新たな登録使用者として建替対象者名簿に記載する。

6 前 4 項の新たな登録使用者は、その継承に係る従前の登録使用者がした第 7 条第 1 項の仮住居使用申込み、第 11 条の移転承諾を承継するものとする。

7 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号の許可若しくは承認を受けた者又は契約を締結した者は、許可された同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、条例第 18 条の規定による許可を受けなければならない。

8 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号の許可若しくは承認を受けた者又は契約を締結した者に、条例第 20 条第 2 項に基づく、東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成 10 年板橋区規則第 34 号。以下「規則」という。）第 24 条第 1 項各号に規定する事実があった場合は、規則に基づく届出をしなければならない。

(新住宅への入居)

**第 15 条** 区長は、法第 40 条第 1 項に基づく新住宅への入居の申出の期間を定めたときは、

同条第2項の規定に基づき、新住宅への再入居申出の通知書(別記第9号様式)により、登録使用者に通知するものとする。

2 新住宅への入居に際しては、次の各号に定める当該登録使用者の世帯人数に応じた住戸面積の住宅へ誘導するものとする。ただし、障がい者の介護、車椅子の使用等の特段の事情がある場合は、別に取り扱うことができるものとする。

(1) 1人世帯 32.5㎡程度

(2) 2人以上世帯 45㎡程度

(3) 3人以上世帯 65㎡程度

(新住宅への入居手続等)

**第16条** 前条に規定する新住宅への入居を希望する登録使用者は、前条の申出の期間内に、再入居を希望する旨の申出書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 登録使用者が前項の申出をするときは、仮住居としている他の区営住宅等に係る各条例の規定に基づき、仮住居を返還しなければならない。

3 都営住宅を仮住居としている登録使用者の仮住居の返還の手続は、都の定めるところによる。

4 第1項の規定に基づく申出書を提出しようとする登録使用者は、新住宅に係る条例の規定に基づいて、当該申出書の提出に併せて、新住宅の使用申込みをするものとする。

(再入居しない旨の申出)

**第17条** 第7条第2項の規定に基づいて他の区営住宅等に入居している登録使用者で、新住宅への再入居を希望しなくなった者は、第15条第1項で定めた期間が終了するまでに、再入居しない旨の申出書(別記第11号様式)を区長に提出するものとする。

(建替対象者名簿の効力)

**第18条** 第5条第1項の規定に基づいて作成した建替対象者名簿は、新住宅の供用開始をもって、その効力を失う。

(任意建替事業への準用)

**第19条** この要綱の規定は、法第44条第3項の規定に基づき、区営住宅又は共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適當であると認め、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止し、その跡地等に新規建設等を行う事業を実施する場合について準用する。

(委任)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

- 2 第4条に規定する基準日は、既に開催した建替事業の施行に関する説明会の開催日に遡って適用する。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

# 仮住居決定通知書

年 月 日  
第 号

様

板橋区長

印

板橋区営住宅条例第36条第1項の規定に基づき、下記の住戸を仮住居として提供することを決定したので通知します。

決定した仮住居への入居を希望するときは、すみやかに必要な手続きをとってください。

## 記

住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
所 在 地	

## 仮住居使用申込書

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

(申込者)

住 所	
使用者氏名	印
電話番号	( )

私は、板橋区営住宅条例第36条第1項に規定する仮住居の提供を受けたいので、下記の仮住居の使用を申込みます。

記

住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
所 在 地	

(保証人)

氏 名	
住 所	
電話番号	

# 仮住居使用許可書

年 月 日  
第 号

様

板橋区長

印

板橋区営 アパートの建替事業の実施にあたり、下記の住宅を  
工事中の仮住居として使用することを許可します。

## 記

住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
所 在 地	

別記第4号様式（第7条関係）

\_\_\_\_\_ 建替事業に伴う定期建物賃貸借契約

（1）定期建物賃貸借の目的物

住 宅 名	
号 室 名	号室
所 在 地	

（2）同居人

	同 居 人
氏 名	合計 人
緊急時の連絡先	〒 住所 氏名 電話番号 借主との関係

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法（以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（使用目的）

第2条 乙は、\_\_\_\_\_ 建替事業により改築される区営住宅に入居するまでの間、仮住居として本物件を使用するものとする。

（契約期間）

第3条 本契約による賃貸借期間は、引越し予定日から \_\_\_\_\_ 建替事業により改築される区営住宅に入居するまでの間とする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。

（使用料）

第4条 板橋区営住宅建替事業実施要綱第13条第2項の規定により算定された額とする。

## 別記第4号様式（第7条関係）

### （禁止又は制限される行為）

第5条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、第三者に使用させてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用に当たり、頭書（2）に記載する同居人に新たな同居人を追加してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、甲乙協議することができる。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

### （修繕）

第6条 甲は、別表第3に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第3に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 前各項については、甲の負担を建物所有者（以下丙という。）が負担する。ただし、丙の義務違反があった場合は甲がその負担を履行する。

### （契約の解除）

第7条 甲は、前条第1項後段に規定する費用負担義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務
  - 二 第5条各項に規定する義務
  - 三 その他本契約書に規定する乙の義務

### （乙からの解約）

第8条 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

### （明渡し）

第9条 乙は、本契約が終了するまでに（第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

### （立入り）

第10条 甲及び丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に

別記第4号様式（第7条関係）

必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲及び丙の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲、丙及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲及び丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲及び丙は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

（光熱費等）

第11条 乙は、電気・上下水道・ガス料金その他本物件の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

（協議）

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について定期建物賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住 所 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

氏 名 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 \_\_\_\_\_

借主（乙） 住 所

氏 名

別記第4号様式（第7条関係）

別表第1

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

別表第2

一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三 観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物を飼育すること。

別表第3

畳表の取替え、裏返し	ヒューズの取替え
障子紙の張替え	給水栓の取替え
ふすま紙の張替え	排水栓の取替え
電球、蛍光灯の取替え	その他費用が軽微な修繕

## 移転先住宅に関する通知書

年 月 日  
第 号

様

板橋区長

印

板橋区営住宅条例第36条第2項の規定に基づき、下記の住宅へ移転することを適当と認めたので通知します。

下記の住宅への入居を希望するときは、すみやかに必要な手続きをとってください。

記

住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
所 在 地	

## 移転承諾書

今般、私が使用する区営住宅の建替事業について、東京都板橋区都市整備部住宅政策課から計画内容の説明を受けました。

については、当住宅の建替事業の実施について同意し、事業の実施に伴って移転することを承諾いたしますので、署名押印の上、本承諾書を提出します。

なお、移転に係る引越しに要する費用は区の負担とし、業務は区に委任します。

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(承諾者)

住 所	東京都板橋区
住 宅 名	東京都板橋区営 アパート
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	( )
使用者氏名	印

## 移転承諾書

今般、私が使用する区営住宅の建替事業について、東京都板橋区都市整備部住宅政策課から計画内容の説明を受けました。

については、当住宅の建替事業の実施について同意し、事業の実施に伴って移転することを承諾いたしますので、署名押印の上、本承諾書を提出します。

なお、移転は示された期日までに完了し、完了後すみやかにその旨を届け出ます。

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(承諾者)

住 所	東京都板橋区
住 宅 名	東京都板橋区営 アパート
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	( )
使用者氏名	印

## 移転完了届

私は、使用していた区営住宅の移転を完了しました。  
ついては、その移転料の支払いを受けたいので、必要な書類を添えて届出  
ます。

年 月 日

板 橋 区 長 殿

（添付書類）

1. 移転料支払請求書兼口座振替依頼書（別記第8号様式）
2. 住民票（移転先のもの・世帯全員の世帯主との続柄の記載があるもの）

（届出者）

住 所	
住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	( )
氏 名	印

（使用していた区営住宅）

住 宅 名	東京都板橋区営	アパート
棟 番 号	号棟	
部 屋 番 号	号室	

# 移転料支払請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

（あて先） 東京都板橋区長

（請求者）  
住所

氏名 印

下記のとおり請求します。

記

金 円

ただし、板橋区営住宅建替事業実施要綱第12条第3項に基づく移転料として

振込先融間	銀行 信用金庫 信用組合				支店
預金種別 ○で囲む	当座	普通	貯蓄	口座 番号	
住所	(電話 — — )				
フリガナ					
氏名					

## 再入居申出の通知書

年 月 日  
第 号

様

板橋区長

印

貴方が使用していた下記の区営住宅について、公営住宅法第40条第1項の規定に基づき、その建替事業により整備される区営住宅への再入居を希望する旨の申出の期間を定めたので通知します。

建替事業により整備される区営住宅への再入居を希望する場合は、定められた申出期間内にその旨を申し出てください。

### 記

1. 使用していた住宅

2. 申出期間

年 月 から 年 月 まで

## 再入居を希望する旨の申出書

私は、使用していた区営住宅について、その建替事業によって整備される住宅への再入居を希望します。

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(申出者)

住 所	
住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	( )
氏 名	印

(使用していた区営住宅)

住 宅 名	東京都板橋区営	アパート
棟 番 号	号棟	
部 屋 番 号	号室	

## 再入居しない旨の申出書

私は、使用していた区営住宅について、その建替事業によって整備される住宅への再入居を希望する旨の申出の期間の通知を受けましたが、建替事業によって整備される住宅への再入居は希望しません。

年 月 日

板 橋 区 長 殿

(申出者)

住 所	
住 宅 名	
棟 番 号	号棟
部 屋 番 号	号室
電 話 番 号	( )
氏 名	印

(使用していた区営住宅)

住 宅 名	東京都板橋区営	アパート
棟 番 号	号棟	
部 屋 番 号	号室	